

議案第56号

富士見市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和3年8月31日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、富士見市個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市個人情報保護条例の一部を改正する条例

富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第30条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定（同法第50条の規定に限る。）の施行の日から施行する。